

滋賀県子ども政策推進本部 第1回本部員会議

日時：令和5年4月28日(金)

11時00分～11時30分

場所：特別会議室

議事次第

議事

- (1) 滋賀県子ども政策推進本部の設置について
- (2) 国および県の子ども施策の概要について
- (3) 国の試案に対する提言の検討

資料

- 資料1 滋賀県子ども政策推進本部設置規程
- 資料2 県の子ども施策の概要
- 資料3 国の子ども施策の概要
- 資料4 国試案に対する政府要望・提案の追加項目の検討

滋賀県訓令第 26 号

滋賀県企業庁訓令第 6 号

滋賀県病院事業庁訓令第 5 号

滋賀県教育委員会教育長訓令第 8 号

滋賀県警察本部訓令第 14 号

滋賀県子ども政策推進本部設置規程を次のように定める。

令和 5 年 4 月 28 日

滋賀県知事	三日月	大 造
滋賀県企業庁長	東 郷	寛 彦
滋賀県病院事業庁長	正 木	隆 義
滋賀県教育委員会教育長	福 永	忠 克
滋賀県警察本部長	中 村	彰 宏

滋賀県子ども政策推進本部設置規程

(設置)

第 1 条 子どものために、子どもとともにつくる県政の実現に向け、子どもに関する施策（次条において「子ども施策」という。）を強力に推進するため、滋賀県子ども政策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども施策の基本となる事項の企画および立案に関すること。
- (2) 子ども施策の総合的な推進および調整に関すること。
- (3) 子ども施策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 子ども施策に係る財源の在り方の検討に関すること。
- (5) その他子ども施策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) 幹事
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
 - 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
 - 4 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 5 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 6 本部長は、前 2 項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

(構成員の職務)

第 4 条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、滋賀県副知事の担当事務に関する規程（令和 4 年滋賀県訓令第 39 号）第 1 条第 3 号エに掲げる事務を担当

する副知事である副本部長がその職務を代理する。

3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。

4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議および幹事会議とする。

2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、幹事で構成し、子ども・青少年局長の職にある幹事が招集し、第2条に規定する事項について協議する。

4 本部員会議においては本部長、幹事会議においては子ども・青少年局長の職にある幹事が必要と認めるときは、議事に関係する所属の職員に出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置き、事務局の事務は、総合企画部企画調整課、健康医療福祉部子ども・青少年局および教育委員会事務局教育総務課が合同して行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、令和5年4月28日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

知事公室 総合企画部長 総務部長 文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 商工観光労働部長 農政水産部長 土木交通部長 企業庁長 病院事業庁長 教育委員会教育長 警察本部長

別表第2 (第3条関係)

知事公室	秘書課長 広報課長
総合企画部	企画調整課長
総務部	人事課長 行政経営推進課長 財政課長 市町振興課長
文化スポーツ部	文化芸術振興課長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長 子ども・青少年局長 子ども・青少年局子ども未来戦略室長
商工観光労働部	商工政策課長
農政水産部	農政課長
土木交通部	監理課長
企業庁	経営課長
病院事業庁	経営管理課長
教育委員会事務局	教育総務課長
警察本部	警務課長



県の子ども施策の概要



県基本構想における子ども政策

滋賀県基本構想実施計画

第2期〈2023年度-2026年度〉

政策2 子どもを真ん中においた社会づくり

政策の目指す方向

- 安全・安心な環境の中で子どもが生まれ育ち、安心して出産や子育てができる社会を構築する。
- 困難な状況にある子どもたちを社会全体で育む環境づくりをはじめ、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。
- 子どもが参画し、子どもの目線で、子どもとともに社会をつくる仕組みづくりを検討する。

施策の展開

- 1 生まれる前からの切れ目のない子育て支援
- 2 「滋賀の宝」である子ども・若者を社会全体で応援
- 3 困難な状況にある子ども・若者を支える
- 4 子どもの目線で社会をつくる仕組みづくり

子ども・子ども・子どもの視点をもって取り組む主な施策

(政策1より)

- こころの悩みに寄り添う対策の充実 (P. 8)
- 文化芸術を楽しむ機会と環境づくり (P. 9)
- 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」を契機としたスポーツを楽しむ(「する」「みる」「支える」)環境づくり (P. 10)
- 魅力ある公園づくり (P. 10)

(政策2より)

- 生まれる前からの切れ目のない子育て支援 (P. 12)
- 「滋賀の宝」である子ども・若者を社会全体で応援 (P. 13)
- 困難な状況にある子ども・若者を支える (P. 13)
- 子どもの目線で社会をつくる仕組みづくり (P. 14)

(政策3より)

- 夢と生きる力を育む教育 (P. 15)
- 学びの基盤を支える (P. 16)
- 笑顔あふれる学校づくりの推進 (P. 17)

(政策4より)

- 障害のある人や外国人をはじめ、誰もの「自分らしさ」が大切にされ、居場所があり、活躍できる共生社会の実現 (P. 19)
- 学び直しや再挑戦、異分野・異業種への参入がしやすい環境づくり (P. 21)
- 県立大学における学びの充実 (P. 22)
- 新しい滋賀の高専づくり (P. 22)

(政策5より)

- 生涯学習の振興、図書館の機能・ネットワークの充実 (P. 26)

(政策6より)

- 民公共創による地域交通ネットワークの維持強化 (P. 27)

(政策7より)

- 災害にも強い地域づくり、防災人材の育成・確保 (P. 29)
- 犯罪・交通事故の少ない安全・安心な地域づくり (P. 30)
- 地域特性に合ったコミュニティづくりと地域づくり人材の育成・確保 (P. 32)

(政策8より)

- 産業のひとづくりの推進、新しい滋賀の高専づくり (P. 36)

(政策10より)

- 農林水産業の担い手の確保・育成 (P. 43)

(政策13より)

- 環境学習等の推進 (P. 50) など

県の子ども施策の概要 (子どもが生まれる前からの切れ目のない支援)

出会い

妊娠・出産

乳幼児

小学校

中学校

高校

大学・
専門学校

就職・
自立

個人に対する
支援

しか結

奨学資金貸付金
奨学のための給付金

ひとり親世帯支援(児童扶養手当等)、生活保護世帯支援(教育扶助等)

不育症治療費
助成

住居支援(ひとり親世帯)、就労支援

若年妊婦支援
不妊相談

乳幼児福祉
医療費助成
多子世帯
保育料等減免

こども としょかんの検討

体験活動(チャレンジウィーク、うみのこ、やまのこ等)

学校保健の機能強化

トビタテ!留学JAPAN
しか拠点形成推進事業

若者の就職支援

施設等へ
の支援

学びに向かう力推進事業

保育人材確保

教職員等の配置拡充

保育所等事故防止対策

放課後児童ク
ラブの充実

部活動地域
移行支援

幼児教育センター
設置の検討

子ども・若者まんなか活動助成事業

滋賀で誕生ありがとう事業

仕事と生活の調和を推進する意識づくり

県立高校での
地域連携

青少年健全育成環境整備等

子ども食堂支援、協働で進める居場所づくり推進

ワークライフバランス促進

あいはぐパスポート

淡海子育て応援団、すまいる・あくしょん普及啓発

子ども県議会
中学生広場

(仮) 子ども懇話会

次世代県政モニター

高校新聞部による県政広報

女性の再就職支援

社会的
環境整備

インクルーシブ教育システムの構築

(社会的養護)

子どもたちの
学ぶ力サポート

(ひとり親家庭)

(外国人児童)

母語が話せる支援員の派遣

養育費履行確保
就職支援

(不登校・いじめ、社会的養護、ヤングケアラーなど)

リトルベビー等
家族支援事業

SC・SSWIによる対応強化

ヤングケアラーコーディネーター配置

(医療的ケア児)

重症心身障害児者・医療的ケア児支援センター運営

保育支援者育成事業、通学支援

●●● 既存施策

○○○ 強化・拡充する施策

困難
ケースへの
対応

【参考】県内市町の施策の状況

県内市町の地域子育て支援事業+子どもの医療費助成（令和5年度実施予定）

	地域子育て拠点事業 ※	利用者支援事業 ※			延長保育事業		実費徴収にかかわる補給付事業	多様な事業者参入促進事業				放課後児童健全育成事業	子育て短期支援事業	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	地域ネットワーク機能強化事業	一時預かり事業			病児保育事業			ファミリーサポート・センター事業	妊婦健康診査	子どもの医療費助成		
		基本型	特定型	母子保健型	短時間認定	標準時間認定		新規施設巡回支援	認定子ども園特別支援教育経費	集団活動事業利用支援	一般型						幼稚園型	余裕活用型	病児対応型	病後児対応型	体調不良時対応型	入院			通院		
大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小6（中3まで拡充予定）※1	小6（中3まで拡充予定）※1
彦根市	○		○	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3	小6（中3まで拡充検討）
長浜市	●			●		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3	中3
近江八幡市	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高3	高3
草津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3	小6（中3or高3まで拡充検討）※1
守山市	●			●		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3	小6（中3まで拡充予定）※1
栗東市	○			○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3	小6（中3まで拡充検討）※1
甲賀市	●	●		●	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3	中3
野洲市	●	●		●		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3	小6（中3まで拡充検討）※1
湖南市	○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3	中3
高島市	●	●	●	●	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3	中3
東近江市	○	○	○	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3 ※1	中3 ※1
米原市	●	●		●	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3（高3まで拡充予定）	中3（高3まで拡充予定）
日野町	○	○	○	○		○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3（高3まで拡充予定）	中3
竜王町	●	●		●		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3	中3
愛荘町	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3	中3
豊郷町	○			○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高3	高3
甲良町	○			○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高3	高3
多賀町	○										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中3	中3

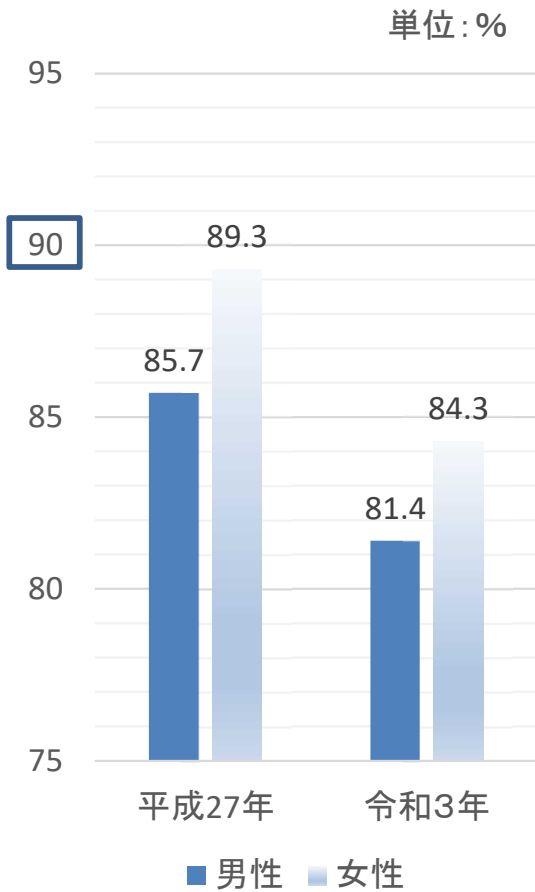
※●は重層的支援体制整備事業へ移行

※合同実施

※1 自己負担あり

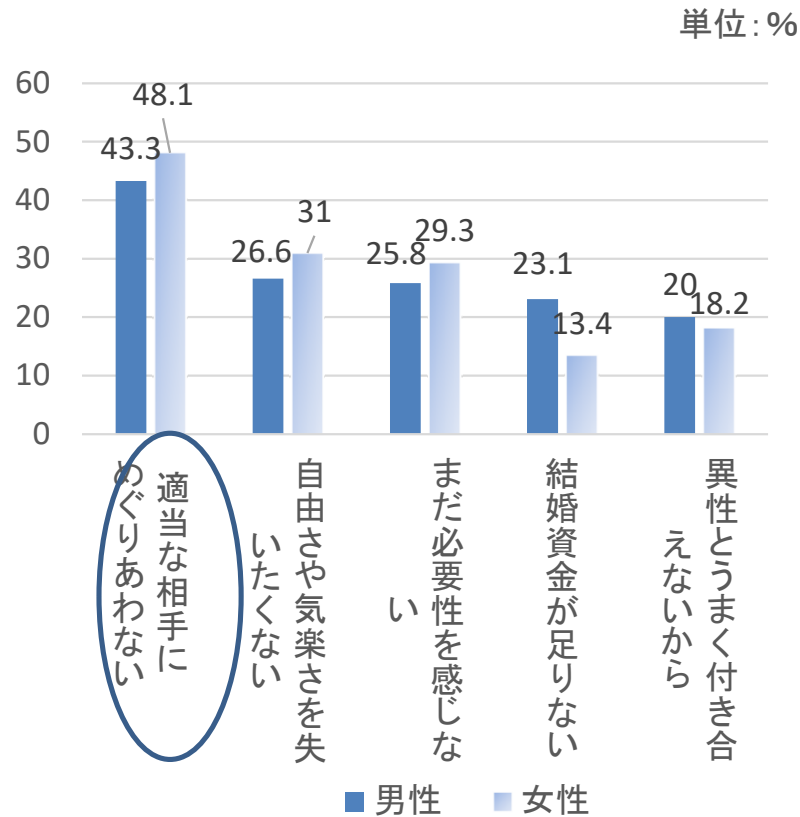
結婚についての未婚者の意識

未婚者の結婚意思（全国）



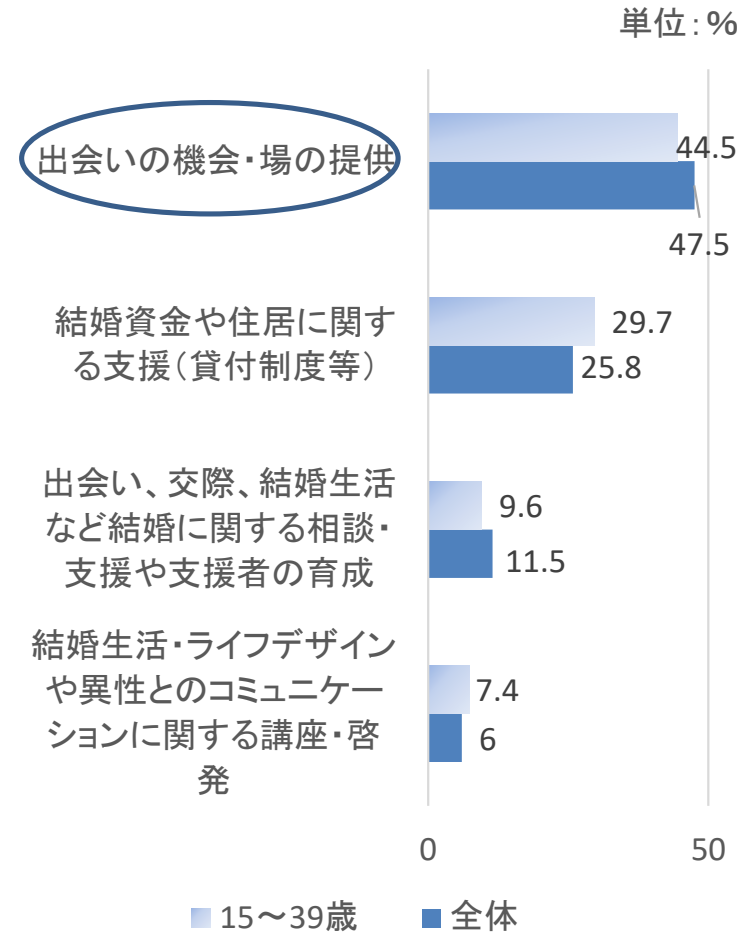
（資料）出生動向基本調査 国立社会保障・人口問題研究所 令和3年

未婚者のうち独身でいる理由（全国）



25～34歳の未婚の男女⇒
「適切な相手にめぐりあわない」
が最も多い。

公的な婚活支援に求める取組（全国）



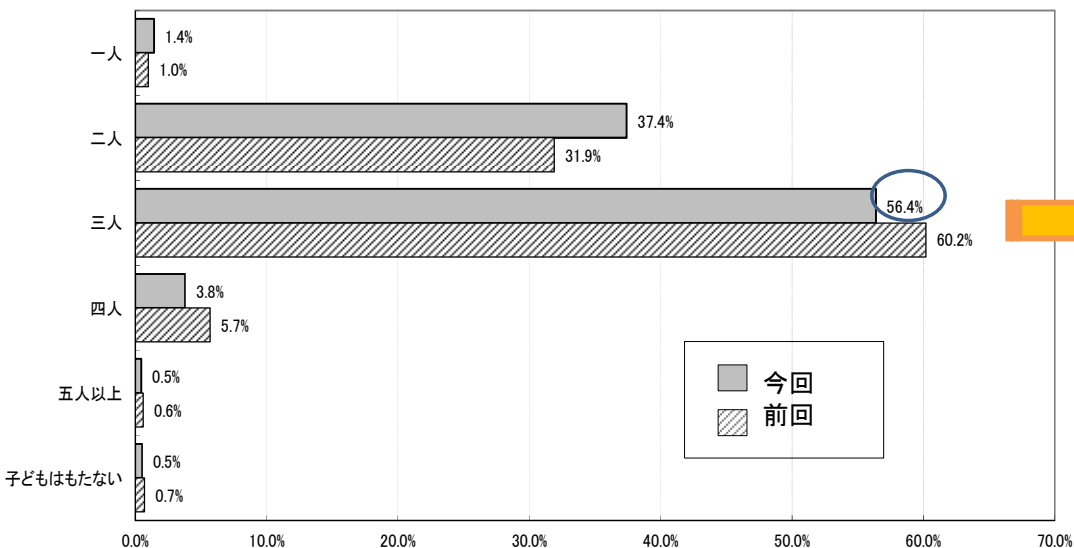
（資料）人口減少社会に関する意識調査 厚生労働省 平成27年

「出会いの機会・場の提供」を求める
声が最も多い。

18～34歳の未婚の男女⇒
男女とも約8割が
「いずれ結婚するつもり」と回答。

理想の子ども数の意向

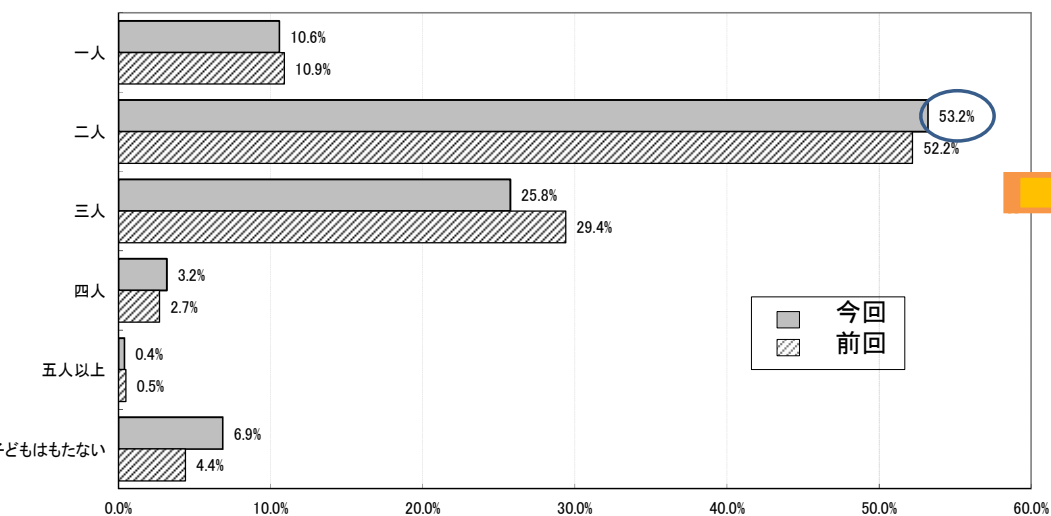
理想の子ども数



理想の子ども数 年代別クロス集計

	一人	二人	三人	四人	五人以上
18歳～20歳代	4.6%	61.9%	28.0%	2.8%	1.8%
30歳代	2.7%	38.1%	54.5%	3.8%	0.3%
40歳代	1.8%	45.4%	49.5%	2.5%	
50歳代	1.6%	38.8%	55.7%	3.3%	0.6%
60歳代	0.6%	27.3%	66.1%	5.5%	
70歳以上		32.6%	62.6%	3.6%	0.9%

実際に持つつもりの子どもの数



実際に持つつもりの子どもの数 年代別クロス集計

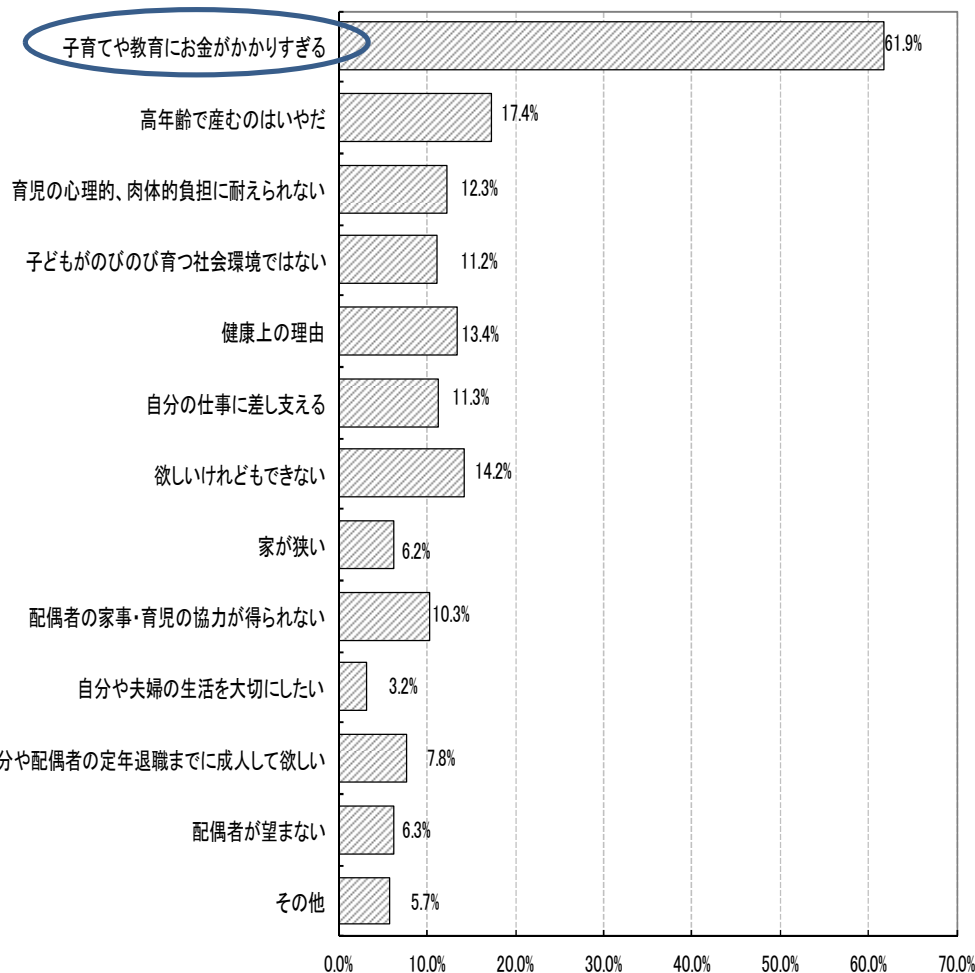
	一人	二人	三人	四人	五人以上
18歳～20歳代	8.7%	65.6%	15.1%	1.8%	0.9%
30歳代	13.2%	58.7%	20.4%	2.2%	-
40歳代	16.6%	53.4%	16.1%	1.5%	-
50歳代	13.5%	48.8%	22.7%	4.1%	0.8%
60歳代	6.9%	49.3%	34.3%	4.4%	-
70歳以上	5.4%	53.9%	34.1%	3.8%	0.9%

(資料)子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成30年(2018年)

理想とする子ども数は「三人」が56.4%と最も高いが、実際に持つつもりの子どもの数は「二人」が53.2%と最も高い。18歳～20歳代は61.9%が理想の子ども数を「二人」と回答。

実際の子どもの数が理想の子どもの数を下回る理由

実際にもつつもりの子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由



(資料)子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成30年(2018年)

理想の子どもの数より実際にもつつもりの子どもの数が少ない理由について、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が61.9%と最も多くを占める。

幼稚園から高校までの教育費

(単位:千円)

	全て公立	幼小中公立 高校私立	幼小公立 中高私立	全て私立
幼稚園	650	650	650	1,585
小学校	1,927	1,927	1,927	9,593
中学校	1,463	1,463	4,218	4,218
高等学校	1,373	2,905	2,905	2,905
合計	5,413	6,945	9,700	18,301

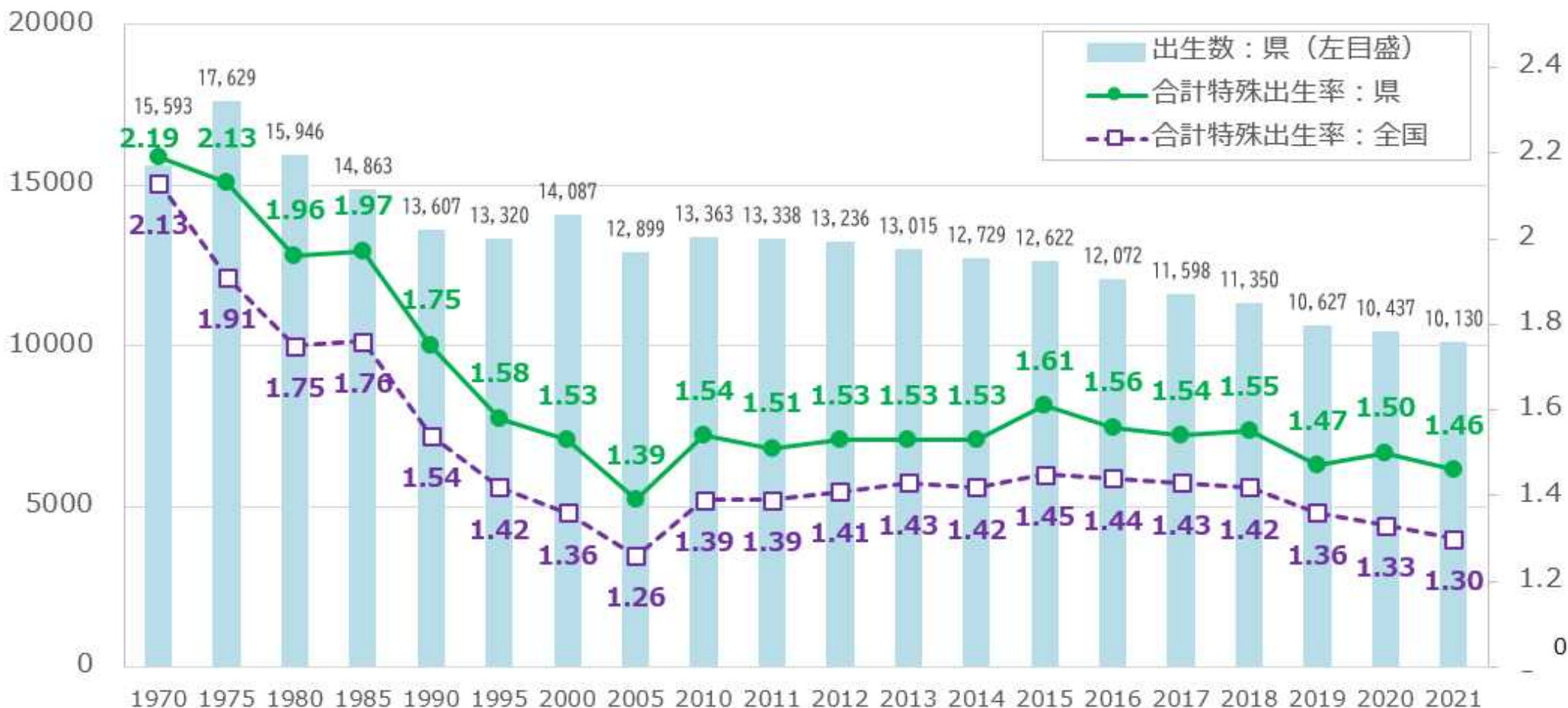
(資料)子供の学習費調査 文部科学省 平成30年度

全て公立に通う場合でも高校卒業までに541万3千円の教育費が必要。

出生数と合計特殊出生率の推移

出生数の減少と合計特殊出生率の低迷

- ・出生数は、おおむね右肩下がり（2019年には1万1千人を割り込む。）
- ・出生率は、2003年を底に、一時改善傾向が見られたが、近年は低迷
※ 2021年は、出生率が1.5を割り込む（2020年は一旦回復傾向にあったが、再度落ち込む。）



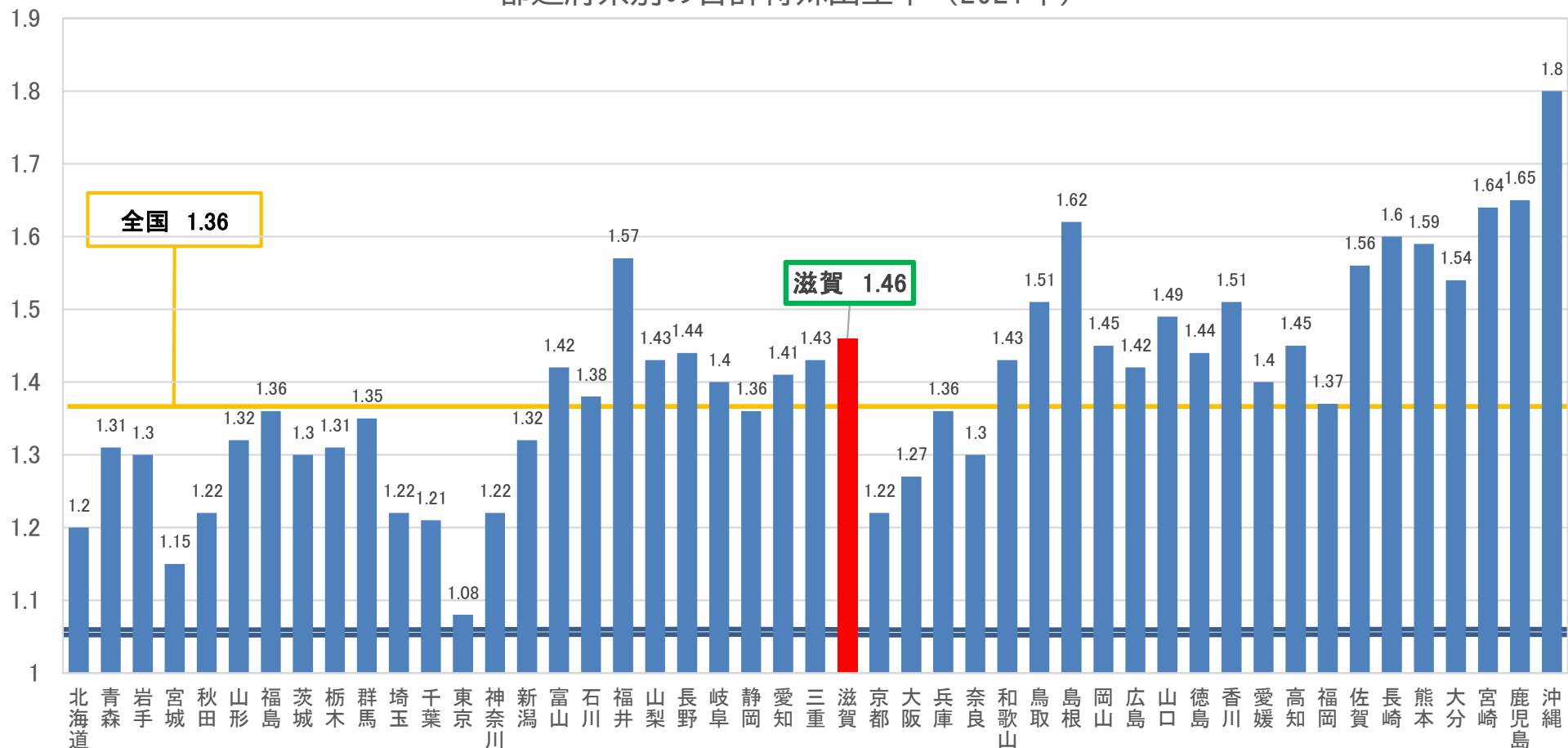
資料：厚生労働省「人口動態統計」

都道府県別の合計特殊出生率

■ 都道府県別の合計特殊出生率（2021年）

- ・ 滋賀県は2021年に全国13位（最高値は沖縄県1.80、最低値は東京都1.08）
- ・ 大都市部では出生率が低くなる傾向がみられる。
- ・ 出生率の全国的な傾向として、西日本で比較的高く、東日本では低い、と言われている

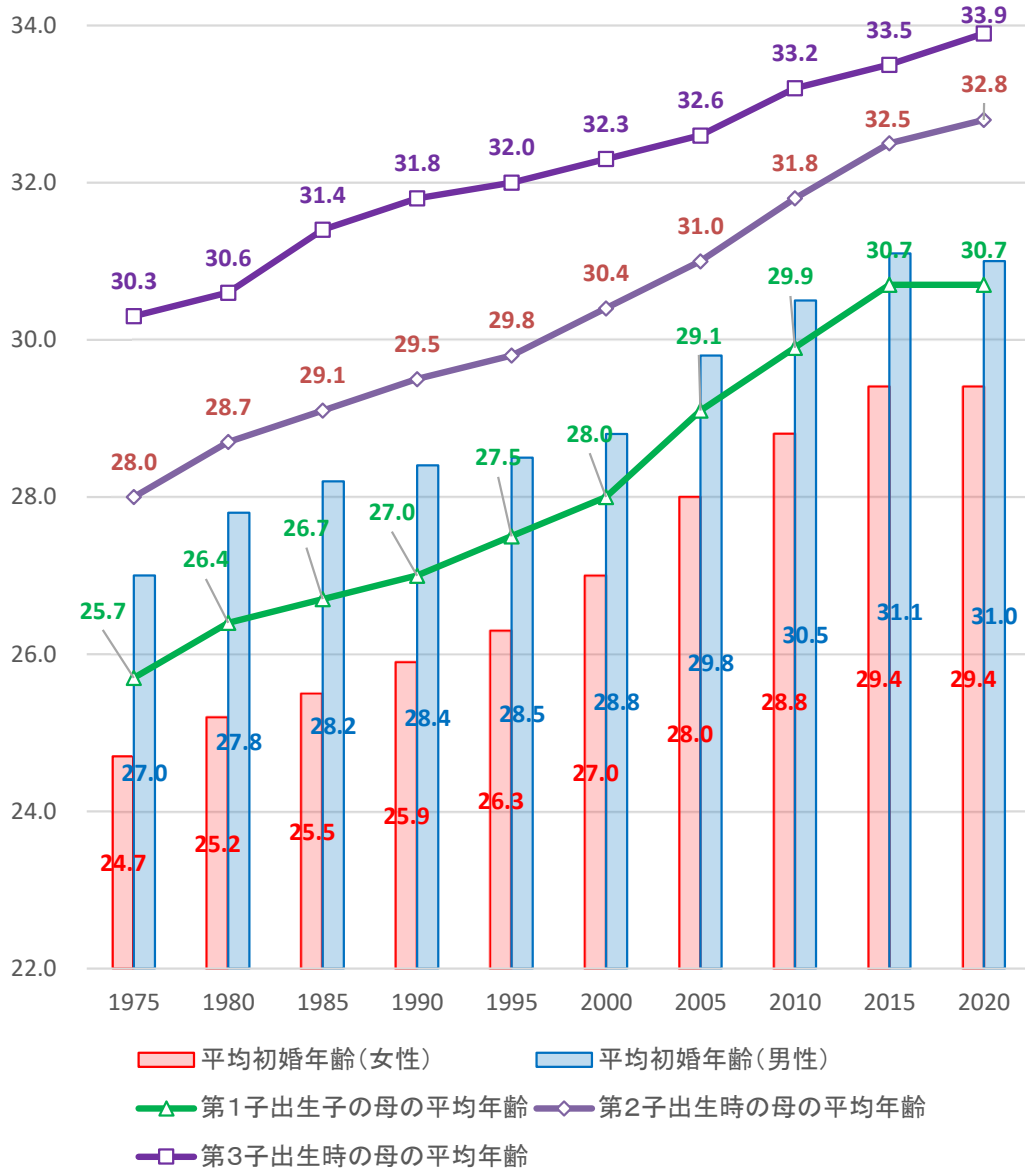
都道府県別の合計特殊出生率（2021年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

初婚年齢と出産時年齢等の推移

不妊治療にかかる助成件数(滋賀県)

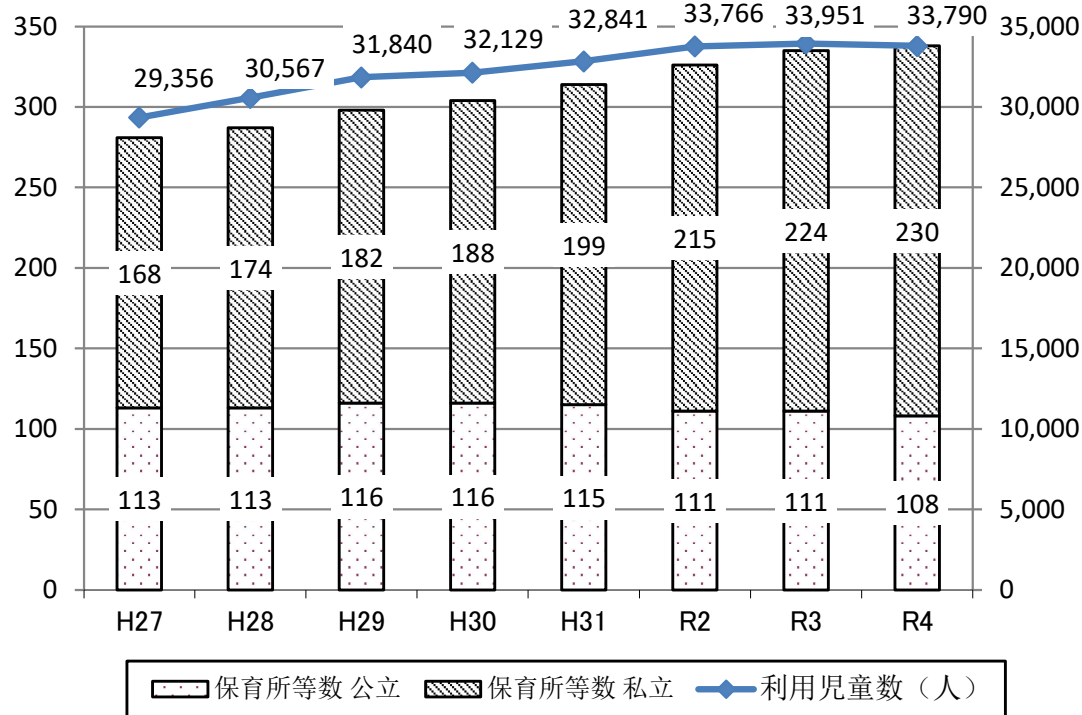


年度	助成を受けた夫婦の数(組)	助成をした件数(件)	支出総額(円)
H27年度	894	1,501	203,158,923
H28年度	886	1,402	245,973,704
H29年度	853	1,386	236,018,531
H30年度	900	1,467	250,688,274
R1年度	891	1,443	242,907,127
R2年度	906	1,451	261,416,938
R3年度	1,357	2,352	522,751,348

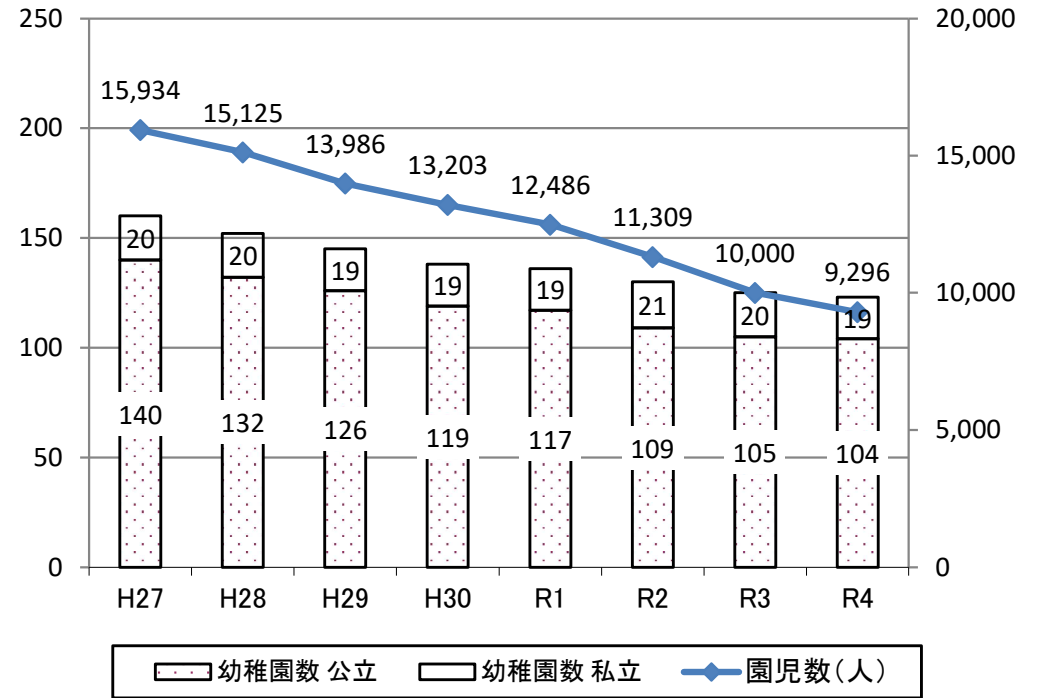
・初婚年齢の上昇とともに晩産化も進行。
 ・日本では、5.5組に1組の夫婦が実際に不妊の検査や治療を受けている。
 (国立社会保障・人口問題研究所「2015年社会保障・人口問題基本調査」による)

保育等の支援の状況(保育所および幼稚園の児童数の推移)

保育所等の児童数の推移



幼稚園の児童数の推移



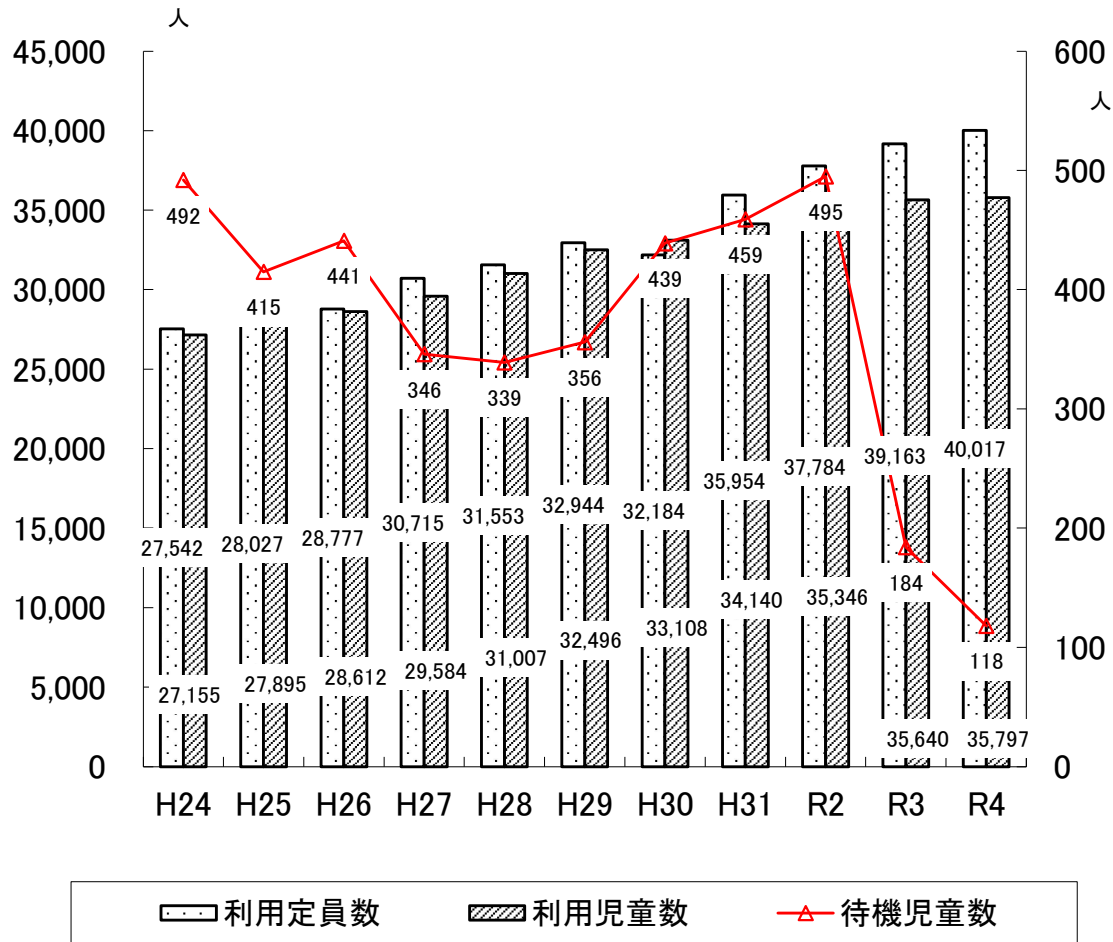
(資料) 子ども・青少年局調べ (各年4月1日現在)
 (注) 保育所等: 保育所、保育所型認定こども園、
 幼保連携型認定こども園

(資料) 学校基本調査 (各年5月1日現在)
 (注) 幼稚園: 幼稚園型認定こども園を含む

令和4年4月1日の保育所等数は338園、児童数は33,790人。
平成27年度(前戦略初年度)と比べ、保育所等数57か所増加、児童数は4,434人増加。
一方、令和4年5月1日現在の幼稚園数は、123箇所、園児数は9,296人。
平成27年度と比べ、37か所減少、園児数は6,638人減少。

保育等の支援の状況（保育所等の利用児童数および待機児童数）

待機児童数の推移



(資料) 子ども・青少年局調べ（各年4月1日現在）
 (注) 認定こども園の幼稚園機能部分および幼稚園を除く

市町別保育所等利用児童数

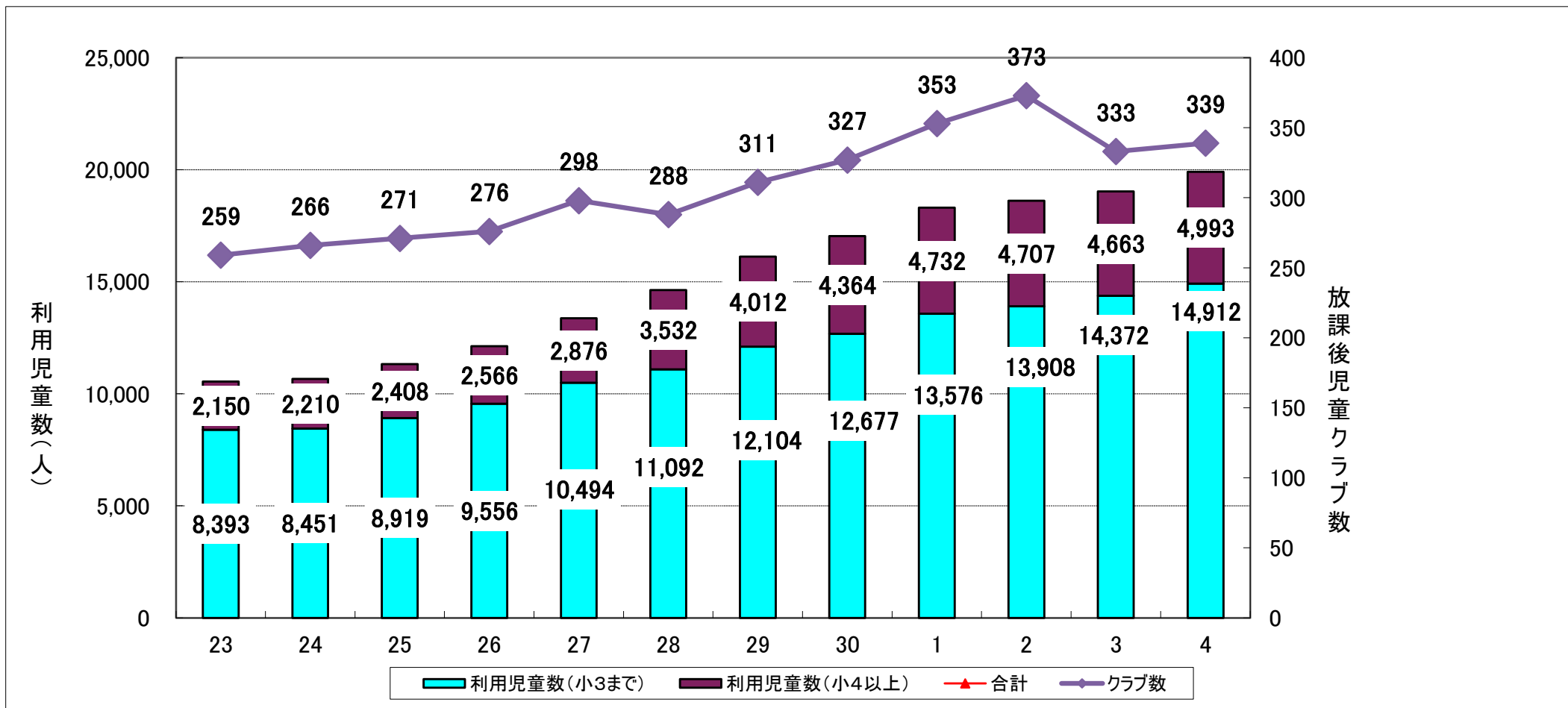
	就学前児童数	保育所等		幼稚園園児数
		利用児童数	待機児童数	
大津市	16,439	8,491	4	2,566
彦根市	5,143	2,779	1	762
長浜市	5,080	2,856	15	480
近江八幡市	3,993	2,064	28	444
草津市	7,514	4,140	0	1,225
守山市	4,968	2,392	9	755
栗東市	4,320	1,842	3	874
甲賀市	3,870	2,374	0	377
野洲市	2,499	1,095	9	683
湖南市	2,517	1,321	0	325
高島市	1,669	1,030	9	11
東近江市	5,242	2,607	23	203
米原市	1,692	1,040	0	33
日野町	902	421	6	195
竜王町	483	275	0	107
愛荘町	1,093	482	3	246
豊郷町	310	164	0	57
甲良町	218	150	0	23
多賀町	443	274	8	41
計	68,395	35,797	118	9,407

(資料) 子ども・青少年局調べ（令和4年4月1日現在）
 ※幼稚園園児数は学校基本調査より(令和4年5月1日現在)

保育所等利用児童数は増加しているが、令和4年4月1日現在、118人の待機児童が生じている。

小学生への支援（放課後児童クラブの状況）

放課後児童クラブの数および利用児童数の推移



(備考) 毎年5月1日現在

(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

令和4年5月1日現在、県内の放課後児童クラブは339か所。
利用児童数は19,905人(小1～小3:14,912人、小4～小6:4,993人)と年々増加。

教育に関する子どもへの意識調査等の推移

項目	H29	H30	R1	R2	R3
「学びのアンケート」の「国語/算数・数学の授業の内容はよくわかる」について肯定的に回答した児童生徒の割合	小国：81.0%	小国：86.9%	小国：88.2%	小国：89.3%	小国：88.9%
	小算：81.7%	小算：82.6%	小算：82.5%	小算：84.5%	小算：84.4%
	中国：68.6%	中国：76.6%	中国：79.9%	中国：81.5%	中国：83.5%
	中数：69.5%	中数：70.5%	中数：69.9%	中数：77.2%	中数：77.6%
「自分にはよいところがあると思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合		小：85.2%	小：81.5%	調査未実施	小：77.2%
		中：75.8%	中：71.2%	調査未実施	中：74.3%
「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	小5男子：73.4%	小5男子：73.4%	小5男子：70.5%	小5男子：70.4%	小5男子：67.2%
	小5女子：53.7%	小5女子：53.1%	小5女子：51.3%	小5女子：53.8%	小5女子：50.1%
	中2男子：60.9%	中2男子：60.4%	中2男子：61.4%	中2男子：62.8%	中2男子：58.8%
	中2女子：43.2%	中2女子：44.2%	中2女子：42.7%	中2女子：43.7%	中2女子：39.5%
児童の意識調査「フローティングスクールの学習を終えて、びわ湖学習のテーマについての自分の考えを持ち、他の人に伝えることができましたか」の達成率	79.3%	79.8%	79.7%	79.6%	79.6%
高校3年間の間に1回以上、インターンシップ・職場体験に取り組む生徒の割合	37%	43.1%	46.2%	38.1%	40.0%
「学びのアンケート」の「授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思いますか」の項目について、肯定的に回答した児童生徒の割合	小：79.9%	小：80.0%	小：81.6%	小：82.3%	小：82.7%
	中：76.1%	中：79.3%	中：80.3%	中：80.8%	中：84.2%

子ども・子ども・子ども

◆ 子どものために、子どもとともにつくる県政を目指す

子どもまんなか 5つの方向性

- あらゆる政策の中心に子どもを置く
- 子ども・若者の声を反映する
- 社会全体で子ども・若者の育ちや学び、暮らしを支える環境をつくる
- 民間との協働をすすめる
- 市町とともに

取組

子どもが生まれる前からの
切れ目のない支援

困難な環境にある
子ども・若者の支援

子ども・若者の
生きる力を育む

子ども・若者基金
39事業に
152百万円を活用

(仮称)子ども基本条例の
制定



視点

誰ひとり取り残さない

子どもを産み育てることに
喜びを感じる滋賀に

多様な主体との
分野横断的な連携

子どもも大人も
「すまいる・あくしょん」

子どもが生まれる前からの切れ目のない支援



「出会い」から支援を行い、子どもを安心して生み育て、子どもの健やかな育ちを支える社会をつくる

妊娠前
結婚

妊娠期

誕生

乳幼児期

学齢期

出会い創出、妊娠・出産の相談支援

- しが出会いサポート地域連携推進事業
- 不妊専門相談センター
- 若年妊婦等への支援



結婚支援センター「しが結」

子育て家庭への支援

- 情報発信（ハグナビしが）
- 滋賀で誕生ありがとう事業
- 保育の人材確保と環境改善
- 保育所等における事故防止対策
- **新** 子育て支援の充実（保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等）
- 子育て・女性健康支援センター

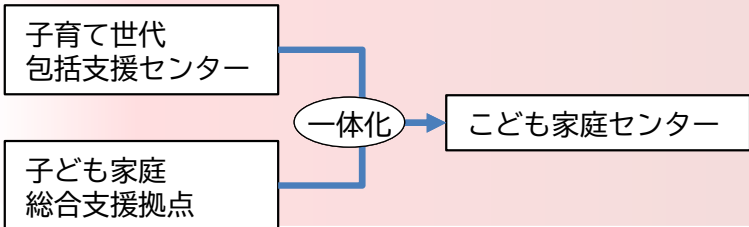
幼保小接続・学びの支援

- 子ども一人ひとりの学びの最適化
- 幼保小の架け橋プログラム事業



母子保健と子育て支援の一体的推進

- 出産・子育て応援交付金と伴走型相談支援の着実な実施に向けた支援
- こども家庭センターの設置促進



子育てを応援する地域づくり

- リトルベビー等家族支援事業
- 子ども食堂への支援
- **新** 協働で進める子ども・若者まんなか活動助成事業（居場所づくり）
- すまいる・あくしょん普及啓発

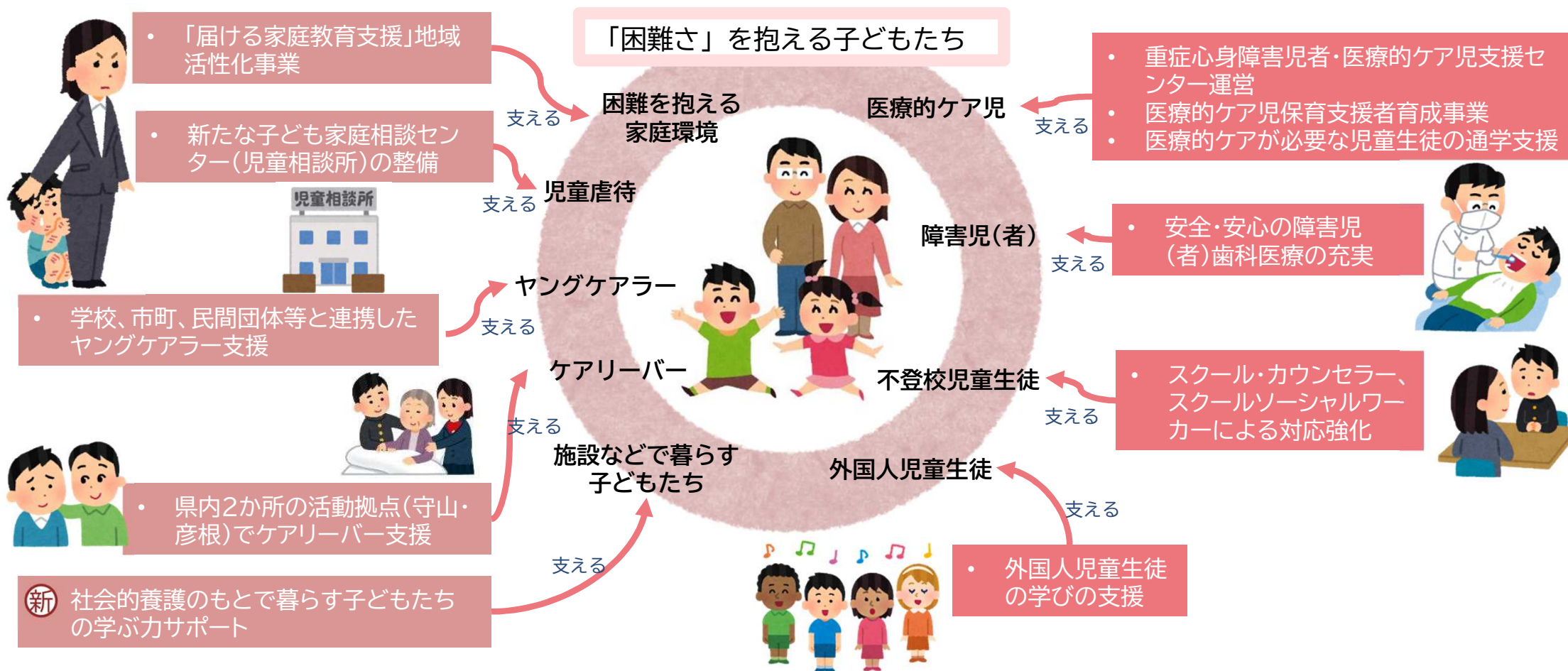


NPOによる居場所づくり

困難な環境にある子ども・若者の支援



困難な課題を抱える子ども・若者たちを社会全体でケアし、フォローしていく環境をつくる



子ども・若者の生きる力を育む



子ども・若者が健やかに育ち、社会の一員として活躍できる社会をつくる

子ども・若者基金を活用し、多様な学びの場をつくる



若者の活躍の促進

- ・ 交流の場を作る
- ・ 活動の幅を広げる

- ・ しが若者ミーティングの開催
- ・ ネットワーク事業等
- 新** 協働で進める子ども・若者まんなか活動助成事業



しが若者ミーティング

子ども・若者の声を政策に生かす

- ・ 幅広く声を聞く機会を設ける
- ・ 当事者の声に寄り添う

- 新** デジタル版広報誌
- 新** 次世代県政モニター
- 新** 高校新聞部による県政広報
- 新** 子ども向けポータルサイト
- ・ 子どもから知事への手紙
- ・ 子ども・若者が参画（子ども若者審議会など）



子ども県議会

子ども・若者の生きる力





豊かな心を育み、健やかな体を育成する

新 人と人が豊かにつながる 学校づくり共創事業

- ・互いの多様性を認め合い、主体性をもって自己実現を目指す子どもを育成

新 生きぬく力の礎育み事業

- ・困難な状況にある子どもを中心として自尊感情を育む

○人権教育指導力育成事業

○人権教育研究推進事業

○家庭教育力の向上

○子ども読書活動推進事業

豊かな心を育む

子どもたちの
健やかな心身の育成
↓
「生きる力」を育む



安心して力を発揮できる
環境をつくる

健やかな体を育成する

新 楽しく運動推進事業

- ・リズムトレーニング等、外部講師による研修会
- ・楽しみながら体力・運動能力の向上を図るとともに、運動の習慣化につなげる
- ・幼児期からの取組として推進

○子どもの体力向上推進事業

- ・子どもが運動やスポーツに興味をもって進んで取り組めるよう、幼小中高の各校園種において実践授業を研究

新 学校保健の機能強化

- ・子どもたちの健康課題に対して専門職が連携して支援
- ・教職員の資質向上

はじまるよ みんなで「こども としょかん」

すべての子どもに、本が届く滋賀を目指して



新 ネットワークを活かした「こども としょかん」の検討

- ▶ 市町、関係機関、関係団体、有識者からの意見聴取
- ▶ 先進図書館の視察等による情報収集
- ▶ 子どもを取り巻く読書環境の実態調査

滋賀ならではの
「こども としょかん」の目指す姿
および 基本方針決定

新 生きる力を育む「こども としょかん」事業

- ▶ 市町の図書館と協働して、子どもの身近に本を届ける
アウトリーチ型プログラムの試行
- ▶ 「こども×としょかん」キックオフフォーラムの開催
- ▶ こども読書コーディネーターの配置

基本方針決定のためのコンセプト案

どこでも「こども としょかん」

すべての子どもが身近な環境(学校図書館等)で本に親しめるようにする

「支える人」を支える「こども としょかん」

学校・園・ボランティアなど、子どもの読書活動を支援する人を支える

子育て世代にやさしい「こども としょかん」

子育て世代にとって魅力ある図書館づくりを目指す

みんなでつくる

滋賀県まるごと「こども としょかん」

- ・県・市町、官民が一体となって子どもの読書環境の充実を目指す
- ・県立図書館は全県ネットワークにおけるセンター機能(資料や情報の収集・発信、相談、研究等)を担う

このお話を読むと
元気が出てくる



知りたいことが
分かるって
楽しい!

①子ども一人ひとりの学びの最適化



確かな学力



個別最適な学び

指導の個別化
学習内容の確実な定着

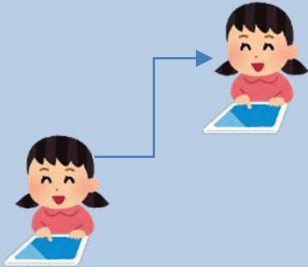
学習の個性化
学習内容の理解を深め、広げる

個別最適な学びを推進し、子どもたちの「学ぶ力」を向上させる

個々の学びの把握と検証

学習の達成度を
経年調査し、学
びの伸びを把握

子どもの学びの
状況に合わせて
課題等を提供



学びのステップアップ

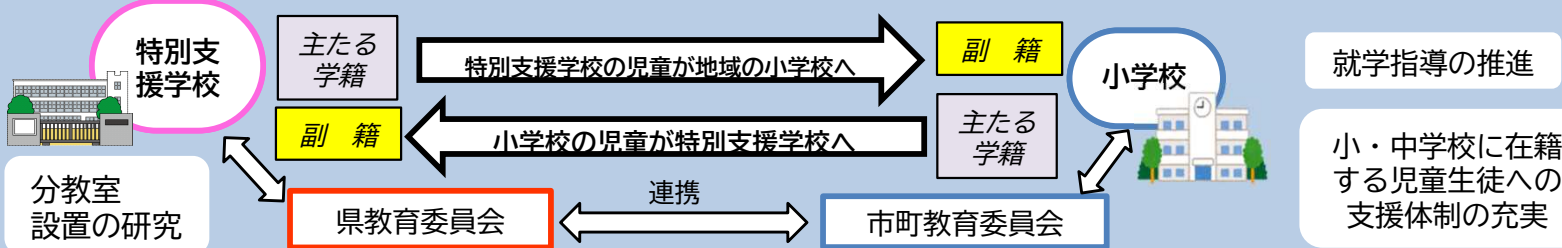
「読み解く力」の定着・浸透

- ・県内全ての学校において「読み解く力」の視点を踏まえた指導の研修
- ・他者と学び合い、考えを広げ深める「協働的な学び」の推進
- ・主体的・対話的で深い学びや、一人ひとりに適した指導によって「探究する力」を育成

1人1台端末を効果的に活用した学びの推進

インクルーシブ教育システムの構築

副次的な学籍制度の実施
(特別支援学校と小学校等の双方に学籍を置いて学ぶ)



②魅力ある県立高等学校づくり

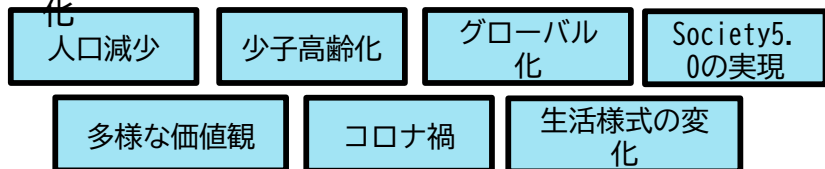


「生きる力」を身に付けられる県立高等学校づくり 県立高等学校の魅力化

現状

○生徒数の減少による県立高等学校の小規模化

○社会情勢の
変化



課題

生徒が「生きる力」を身に付けられる
県立高等学校づくり

県立高等学校の魅力化

令和5年度重点取組

普通科／職業系専門学科の
魅力化・特色化



地域連携



学校間連携



主な施策

【イノベーティブな
グローバルリーダーの育成】
○WWL（ワールド・ワイド・ラーニ
ング）コンソーシアム構築支援事業



【起業家精神の醸成】



新 しがアントレプレナーシップ
ハイスクール（SESH）事業

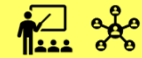
【産業界と連携した
専門高校における人材育成】



新 しがクリエイター12プロジェクト
～産業教育高校がわがまちを魅力化～

新 アグリイノベーション・
ハイスクール事業
○マイスター・ハイスクール事業

【県立高等学校の魅力化】



○県立高等学校魅力化推進事
業・地域コーディネーター設置
・地域と連携した学科設置の研究
・遠隔授業など学校間連携の研究 他

○湖西地域県立高等学校魅力化
推進事業

新 高校生による音楽魅力発信事業

新 （仮称）しがCO₂ネットゼロ
スクール検討事業

新 「北の近江振興」高校魅力化
推進プロジェクト事業

新 トビタテ！留学JAPAN
しが拠点形成推進事業

③教職員の働き方改革と人材確保



教職員の笑顔で子どもたちの笑顔を増やす

① 学校経営 骨太モデル事業

教頭業務を支援するミドルリーダー層の教員に対して非常勤講師を配置

校務運営の要である教頭の負担軽減と次世代の管理職の育成を図る



部活動指導員



子どもの笑顔



教職員の笑顔



多様な人材の関わり

働き方改革

人材確保

スクール・カウンセラー
スクール・ソーシャル・
ワーカー（再掲）

② 教員へのファースト ステップ支援事業

教員免許を所有しながら他職に就いている人などに教職の魅力や現在の学校現場の状況を説明するセミナーを開催

潜在的な教員希望者を掘り起こし
教員不足の解消につなげる



教員業務支援員
(スクール・サポート
・スタッフ)

国の主な施策およびたたき台（次元の異なる少子化対策の実現に向けて 試案）の概要



個人に対する支援

新婚世帯への家賃等補助 (結婚新生活支援事業)	出産費用(正常分娩)の保険適用検討	児童手当 所得制限撤廃・多子世帯手当額見直し・高校卒業まで延長			貸与型奨学金・返還支援
結婚支援 コンシェルジュ	出産・子育て応援交付金 (10万円)の制度化		就学援助 ※生活保護世帯等・生活保護に準ずる世帯	高等学校等就学支援金 ※年収約910万円未満の世帯へ授業料を支援	減額返還利用可能者の年収上限引上げ (325→400万円)
	出産育児一時金 42→50万円 (R5年度～)	子ども誰でも通園制度 (仮称)の創設	放課後児童クラブ 受皿拡大	高校生等奨学給付金 ※生活保護・非課税世帯へ授業料以外の教育費支援	高等教育の修学支援新制度 授業料等減免 最大年70万円 給付型奨学金 最大年91万円
	不妊治療の保険適用	幼児教育・保育無償化 ※0～2歳は住民税非課税世帯	学校給食費の無償化	トビタテ！留学JAPAN	世帯年収約600万円までの多子世帯・理工農系に拡大
	妊婦健診の公費負担	特別支援教育就学奨励費 ※世帯の所得段階(3段階)に応じた支援			授業料後払い制度 (日本版HECS) ※修士段階を対象に導入
	伴走型相談支援の制度化		早期実現が必要	高校生の教育費負担の軽減や教育環境の充実が必要	
	産前産後休業・給付	育児休業・給付 手取り10割相当の給付			地方創生を推進する デジ田交付金の活用検討
	自営業等の産前産後機関の国民年金保険料免除				
	産後ケア 産後ケアの強化	住宅支援 (公営住宅等への優先的な入居、民間住宅ストックの活用 等)			
		子ども医療費助成 国保減額調整措置なし			
		国保減額調整措置の廃止			

施設等への支援

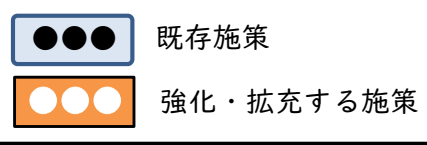
医療費支援が市町の独自対応で、市町による差異が大きい	保育士等配置基準改善・更なる処遇改善	放課後児童クラブ 職員配置改善	教員の配置が不十分	「子育てを幸せ」と思える機運の醸成が必要
----------------------------	--------------------	-----------------	-----------	----------------------

社会的環境整備

子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 (「こどもファスト・トラック」、地域や企業の好事例の横展開など)	働き方が固定的	柔軟な働き方の推進 時短勤務給付創設	育児休業・給付 中小企業の体制整備支援	青少年の社会参加、学外活動の促進について環境整備が必要
--	---------	--------------------	---------------------	-----------------------------

困難ケースへの対応

障害をもつ子ども、外国人児童への支援拡充が必要	小学生への学習支援拡充が必要	いじめ、不登校対策の支援拡充が必要
子ども家庭センター、地域子育て支援拠点等		
社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実、ひとり親家庭の自立支援の強化		



政府提案・要望への追加項目の検討

現在の政府提案・要望の記載事項

1 幼児教育・保育の充実

(1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 保育士の負担軽減と質の向上に向けた職員配置の改善の早期実現
- 将来に希望が持て、保育職場に定着できるためのさらなる処遇改善
- 公定価格の基準を超える調理員を配置している施設に対する支援

(2) 認可外保育施設における幼児教育・保育の完全無償化

- 児童の多くが外国人である認可外保育施設の保育等有資格者配置基準の緩和

② 2 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設

国による全国一律の子どもの福祉医療費助成制度の創設

- 全ての子どもが全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられる、子どもの医療費に関する全国一律の福祉医療費助成制度の創設

3 夢と生きる力を育む教育環境の整備

(1) 新しい時代の学びの環境整備および多様な教育課題への対応

- 少人数教育のさらなる推進
- 専門性の高い教科指導を実現する専任教員の配置
- 複雑化・困難化する教育課題に専任する教員配置の拡充

(2) 優秀で多様な人材の確保

- 教職員が笑顔で働くことができる職場環境づくり
- 勤務実態に見合った処遇を可能とする給与制度の実現
- 地方の教員養成大学への運営費交付金の拡充

② 4 困難な環境にある子どもたちへの支援および教育相談体制の充実

(1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの補助率の引上げを含む配置の拡充

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実と、教育と福祉の一層の連携体制の整備

(2) いじめや不登校対応のための教員の配置や専門家の確保

- 増加しているいじめへの対応や不登校の子どもへの支援を行うとともに関係機関等との連携を図るコーディネーターの配置、専門的な人材の確保

② 5 社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進

小学生への学習等支援の拡充

- 学習塾等の学習支援に係る措置費の小学生までの拡充
- 小学生に係る文化・スポーツ等の習い事に要する費用への措置費の拡充

国たたき台等を踏まえた提案・要望追加項目

- ④ 1 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
こどもまんなかの社会環境づくりに向けた機運醸成
○社会全体の意識改革を行うための具体的取組の着実な実施
- ⑤ 2 共働き・共育ての推進
仕事と育児の両立のための多様で柔軟な働き方の制度化、特に人的・金銭的制約の多い中小企業への支援強化
- ⑤ 3 青少年の健全育成の取組
若者の社会参画活動の推進
○県域等を越えた地域間での若者同士の交流の場の充実
○若者の主体的な社会参画を促すための環境整備
- ⑤ 4 子ども関連予算の拡大と適切な役割分担
 - (1) 子ども関連予算の倍増と安定財源の確保
 - (2) 子ども関連施策における国と地方の適切な役割分担
 - 財政負担の大きい包括的な仕組みに係る全国一律での制度化
 - 自由度の高い交付金や複数年度にわたる基金制度の創設